



議会は町を育てる太陽であり、  
町民をそっと見守る月でもある。



## 議会白書 2015

毎年1本増える表紙の木の絵は、  
丁家に育てられた木（人）です。  
やがてきれいな森（町）をつくるでしょう。  
2013年から始められたプロジェクトです。

---

北海道鹿追町議会

<http://www.town.shikaoui.lg.jp/machizukuri/gikai>

E-mail [gikai@town.shikaoui.lg.jp](mailto:gikai@town.shikaoui.lg.jp)

TEL 0156-66-4039 FAX 0156-66-4041

〒081-0292 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15

---

## 議員の意識改革から議会改革へ

鹿追町議会議長 埴淵賢治

鹿追町議会活動の現状と、今後の議会のあるべき姿を示す、第3次の「議会白書」の発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

白書の作成にあたっては、地方分権において、住民目線で簡潔に分かりやすく、理解しやすい報告内容に整理し、まとめさせていただきました。

さて、議会の行動指針である議会基本条例を旨とし、議会活動においては「地域経済の発展」と「住民福祉の向上」を目指す実績評価と反省に立って「何を果たす事が出来なかったのか」を検証し、次年度への改革・改善に繋げなければと考えております。

さらに、26年度の議会活動の取り組みには「次世代の現役者が議会議員に挑戦しやすい環境への方策」であります。

その趣旨をもって、第三者審議会に「定数・報酬・あり方等」についてを諮問し、その答申においては、議員間の討議が時間切れとなり、意思決定の活路を見出せないまま課題を残し、「決議書」の内容を27年度の「調査・検討項目」に上げ、再び地方統一選挙後による新たな体制で「改革」を前提として、徹底した議員間の論議が求められます。

結びにあたりまして「住民と共に考え歩むことが出来る」議会活動と共に、今日まで議会運営にご尽力を賜りました各関係機関に心から感謝とお礼を申し上げます。発刊の挨拶といたします。

# 目次

◇議会改革のあゆみ	3
◇鹿追町議会倫理規定	4
◇委員会活動	
・議会運営委員会	6
・総務文教常任委員会	14
・産業厚生常任委員会	25
・連合審査会	37
・広報広聴常任委員会	37
・全員協議会	39
◇まちなか会議	41
◇政務活動費	42
◇第三者審議会	44
「鹿追町議会議員定数・報酬及び改革・活性化策について」答申	45
◇決議	50
◇資料	52

# 議会改革のあゆみ

## ■議会基本条例制定までの経緯

「どうすれば議会が住民との合意形成をはかり実効性のある議会活動ができるのか？」この疑問に応えるべく、平成21年3月に全議員による議会改革の勉強会を開始したのが議会改革の始まりである。

この年の6月には、さらに具体的に改革を進めるため「議会改革・活性化等調査特別委員会」を設置し、議員定数、議員報酬、議員の資質向上、委員会等多角的な議会改革の議論を重ねた。

さらに、町民との意見交換会を含め、議会はどうあるべきか協議した結果、鹿追町議会の目指す姿は、地方分権化時代に対応した「住民参加型の開かれた、親しまれる分かりやすい議会」との結論に至った。

これらを達成するための仕組みとして、平成22年4月に町議会の最高規範である鹿追町議会基本条例を制定し一部施行した後、平成23年5月から全面施行した。

### 議会改革の軌跡

年	月	主な改革
平成21年	6月	議会改革・活性化等調査特別委員会を設置
	12月	議員定数を2人減の11人とする
22年	4月	議会基本条例制定
	6月	政務調査費、広報広聴常任委員会を条例化
	12月	第三者審議会を条例化
23年	5月	議会基本条例施行
	5月	基本条例に基づく初の懇談会開催
	7月	基本条例に基づく初の議会報告会開催
	9月	初の第三者審議会開催
24年	9月	議会インターネット中継（ユーストリーム）開始
25年	2月	平成24年度全国町村議会特別表彰受賞
	3月	議会運営委員会委員を1人増やし5人とする
26年	5月	鹿追町議会議員政治倫理規程施行
	10月	第三者審議会より「鹿追町議会議員定数・報酬及び改革・活性化策」について答申を受ける

# 鹿追町議会倫理規定

この規程は、鹿追町議会基本条例第17条に基づき、鹿追町議会議員が、町民の厳粛な信託を受けたことを認識し、その負託に応えるため、議員の規律の基本となる事項を定めることにより、町民全体の代表者として常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うとともに、人格と倫理の向上を図り、もって清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とし、平成26年5月1日より施行された。

## (責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者として町政にかかわる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。また、政治倫理基準に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

## (政治倫理基準)以下抜粋

第3条 議員は、町民全体の代表者としてその品位と名誉を重んじ、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。

- ・地位を利用して、金品の授受や便宜供与を行わず、町民からの口利きの働きかけを受けないこと。
- ・工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
- ・公社並びに町が出資をしている法人若しくは 団体等が行う許可、認可又は請負その他の契約並びに事業について、法人若しくは団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- ・法律で定める場合及び議会で別に定める場合を除き、町から補助及び助成を受けている団体等の長及び役員に就任しないよう努めること。
- ・町職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。
- ・町職員の採用、異動及び昇格等に関する人事に関与しないこと。
- ・町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、議員活動に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

## (兼職兼業の禁止)

第4条 議員個人及び議員が役員をしている法人等が請負をすること等の禁止

を定めた地方自治法第92条2の規定の趣旨を最大限に尊重し、町民に疑惑の念を生じさせるような行為をしないこと。

・公職選挙法その他選挙に関する法令を順守し、買収又は寄附等不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。

#### **(審査の請求)**

第5条 議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、町民の30人以上の者の連署、議員3人以上の者の連署をもって議長に審査を請求することができる。

#### **(委員会の設置)**

第6条 議長は、前条の規定により審査請求を受けたときは、速やかに鹿追町議会議員政治倫理委員会を設置しなければならない。

#### **(委員会の審査)**

第7条 委員会は、議長から審査を求められたときは、速やかに審査を行い、報告書を作成し、その結果を議長に建議する。

- ・審査対象議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
- ・審査請求書を提出した請求者から事情を聴取し、資料の提出を求め、関係人を参考人として出席させ意見を聴くことができる。
- ・委員会は公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得たときは非公開とすることができる。
- ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### **(議員の協力義務)**

第8条 議員は、委員会の要求があるときは、審査に必要な書類を提出し、委員会に出席して意見を述べなければならない。

#### **(弁明の機会の付与)**

第9条 審査対象議員は、委員会に対し、口頭又は文書により弁明する機会を与えるよう請求することができる。

#### **(対象議員に対する措置等)**

第10条 議長は、報告を受け審査対象議員の行為が政治倫理基準に反していると認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復させるため、その議員に対して別に定める措置等を講じることができる。

- ・議長は、行った措置等の内容を、審査請求をした者に通知するとともに公表しなければならない。

# 委員会活動

■□■ 議会運営委員会 委員長 吉田 稔

## 委員会開催状況

	開催日	件 名
1	1月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度第1回鹿追町議会臨時会について</li> <li>・3月議会日程の確認</li> <li>・2月26日青年会議について</li> <li>・意見書について</li> <li>・議員倫理規程について</li> </ul>
2	1月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日ハム親善大使関連事業について</li> <li>・1月29日開催の第三者審議会について</li> <li>・競ばん馬大会の打ち合わせの件について</li> </ul>
3	1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月29日開催の第三者審議会について</li> </ul>
4	1月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか青年会議対応について</li> <li>・政務活動費について</li> <li>・第三者審議会について</li> </ul>
5	2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者審議会の今後の流れについて</li> <li>・鹿追町議会委員会条例の一部改正について</li> <li>・まちなか青年会議対応について</li> </ul>
6	2月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率引き上げに伴う公共料金等改正について</li> <li>・まちなか青年会議対応について</li> </ul>
7	2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北十勝4町議会正副委員長懇談会について</li> <li>・まちなか青年会議対応について</li> <li>・鹿追町議会議員政治倫理規程(案)の諮問について</li> <li>・請願・陳情・要請・要望・意見書等の受理状況</li> </ul>
8	2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年第1回鹿追町議会定例会について</li> <li>・2014版議会白書編纂方針</li> <li>・第三者審議会対応について</li> </ul>
9	3月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿追町議会議員政治倫理規程(案)について</li> <li>・議会からの提出案件</li> </ul>
10	3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿追町議会議員政治倫理規程(案)についての住民周知について</li> </ul>
11	3月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿追町議会議員政治倫理規程(案)説明会について</li> <li>・平成25年度鹿追町議会議員政務活動費報告書審査結果について</li> </ul>
12	4月9日 10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿追町議会議員政治倫理規程説明会</li> </ul>
13	4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度鹿追町議会開催日程</li> <li>・政治倫理規程説明会後の対応について</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長交際費について</li> <li>・鹿追町議会会議規則について</li> </ul>
14	4月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓜幕バイオガспラント建設工事にかかる諸問題について</li> </ul>
15	4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓜幕バイオガспラント建設工事にかかる諸問題について</li> </ul>
16	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政報告</li> </ul>
17	5月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度第2回鹿追町議会定例会について</li> <li>・議会白書について</li> <li>・視察対応資料について</li> <li>・視察対応</li> </ul>
18	5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度鹿追町第2回鹿追町議会定例会について</li> <li>・鹿追町農業委員会委員の推薦について</li> <li>・視察対応資料について</li> <li>・台東区対応</li> <li>・まちなか会議「議会報告会」の検討(案)</li> <li>・請願等</li> </ul>
19	6月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度鹿追町議会定例会について</li> <li>・請願・陳情・要請・要望・意見書等の受理状況</li> </ul>
20	6月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの議会のあり方等について</li> </ul>
21	6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度鹿追町議会定例会について</li> <li>・議会基本条例の検証について</li> <li>・閉会中の継続調査</li> </ul>
22	6月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費について</li> <li>・まちなか会議について</li> </ul>
23	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度第3回鹿追町議会定例会について</li> <li>・議会改革について</li> <li>第三者審議会に対する諮問の考え方</li> </ul>
24	7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革について</li> <li>第三者審議会に対する諮問の考え方</li> </ul>
25	7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者審議会対応について</li> </ul>
26	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者審議会対応について</li> <li>・西部十勝4町議会議員PG大会について</li> <li>・かんの温泉について</li> </ul>
27	8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願・陳情・要望・意見書等の事前審査</li> </ul>
28	9月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度第3回鹿追町議会定例会について</li> <li>・請願・陳情・要請・要望・意見書等の受理状況</li> <li>・視察対応</li> <li>・まちなか会議「議会報告会」について</li> <li>・政務活動費審査について</li> </ul>
29	9月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気料金再値上げの撤回を求める意見書採択についての要望につ</li> </ul>



		いて ・平成26年度政務活動費での交付申請の審査について
30	9月19日	・平成26年度政務活動費での交付申請の審査について ・第三者審議会の答申について ・意見書等の議員の名前の記入について ・10月15日Jアラートの訓練実施について
31	10月7日	・鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会の答申について ・第2回議会定例会について
32	10月15日	・議会の将来像について(案)
33	10月23日	・政務活動費審査について ・研修視察について
34	10月27日	・議会の将来像について(案)の精査
35	11月13日	・議会の将来像について ・所管事務調査について(案) ・人事院勧告の対応について ・請願・陳情・要請・要望・意見書等の受理状況
36	11月28日	・所管事務調査の事後のまとめについて
37	12月1日	・平成26年第4回鹿追町議会定例会について ・請願・陳情・要請・要望・意見書等の受理状況 ・所管事務調査報告について ・まちなか会議「議会報告会」について
38	12月10日	・請願・陳情・要請・要望・意見書等の受理状況 ・所管事務調査報告について
39	12月12日	・農業委員会等の見直しに関する意見書 ・情報発信のあり方について ・個人情報の取扱について

## ■□ 調査報告

1. 調査期日 平成26年11月18日(木)～19日(金)

2. 調査地・調査項目

(1) 札幌市 北海道町村議会議長会

①さらなる議会改革について

- ・議会の目指す姿について
- ・会議の活性化について
- ・議員の処遇改善について

(2) 当別町 当別町議会

- ①議会改革と将来像について
- ②人口減少対策について

3. 調査項目及び調査結果

(1) 札幌市 北海道町村議会議長会

- ①さらなる議会改革について
  - ・議会の目指す姿について
  - ・本会議の活性化について
  - ・議員の処遇改善について

**【調査結果】**

■調査に先立ち、次の「議会の将来像について（案）」を勢簗了三参与に送付し、意見交換することとした。

①鹿追町の今までの取り組み

町民の付託に応え、「町民と議会」、「議会と町長」、「議会の運営」について町議会の権限を最大限に発揮しようという「鹿追町議会基本条例」に定める議会の基本的理念を実践するため次の事項を進めてきた。

- ・議会の説明責任を果たすための広報活動の強化
- ・町民の意思を町政に反映させるための広聴活動の強化
- ・本会議、各委員会、全員協議会等における審議及び議員間討議活性化の実践
- ・多種多様な人たちの議会議員立候補可能な環境整備の議論等と「町民参加型」「開かれた議会」の強化。

②これからの鹿追町議会の重点

今後は、地方分権が確実に進展していくことから、地方は地方で決めなければならないという議会の責務が増すことから、次の事項が重要となる。

○民意代表機能

本来の議会が果たす重要な役割である多くの民意の聴収と反映を実践していかなければならない。

○審議機能

常任委員会の専門的な審議が多岐にわたり、多様な人材を必要とする。

○行政監視機能

地方自治に重要な役割を果たす議会の行政監視機能の維持を確保する。

## ○政策提案機能、政策審議会

政策提案機能と共に議員には質問責任もある。政務活動費を活用した報告のみならず、政務活動グループによる代表質問、常任委員会を代表した委員会質問も視野に入れるなど、さらなる議会による条例づくり等をはじめ提案するための議会力向上が重要で、「政策審議会」等を設置するなど新しいスタイルが求められる。

## ③議会のめざす方向性

議会基本条例の制定から始まる一連の議会改革の実践から、多くの住民意見を踏まえている。現状から判断すると安易な削減は議会の縮小となり、議会が機能不全に陥る危険もあると考えなければならない。

定数の削減はマンパワーの不足を来し、一議員の仕事量を少なくせざるを得ないなど活力が削がれることになる。さらに、報酬の削減は議員のなり手不足をさらに深刻なものにし、議会は十分な機能を発揮することができなくなる。

我々は、現時点では必ずしも住民皆様から十分な評価をいただいているわけではなく、議会が分かりにくい、見えていないとされる議会活動についてさらなる努力が必要である。

また、報酬についても算定基準がないだけに数値化するなどを視野に入れた今後の検討が必要であり、議員の身分保障と処遇の改善を高める議論が重要である。

地方分権の時代、自治体の重要事項の審議、決議は議会にとって最大なる重責であると考えており、多くの住民意見を反映しなければならない。

今後も議会改革と、説明責任を継続的に実践し、鹿追町議会は町政の発展と町民の福祉向上に努めるべきである。

■北海道町村議会議長会勢籟了三参与から鹿追町議会が進めてきた議会改革と将来の姿について次の助言をいただいた。

### ①議会の目指す姿について

#### ○議会改革

全国的に議会改革のボトムアップが進んできた。改革の競い合いの輪が広がっている。議会改革は持続させることに大きな意味を持つ。

#### ○議員定数と活性

議会は最低6人必要である。委員会は6人、2委員会は必要と思う。

全道の議会では、1委員会や議長が常任委員会に所属している所もある。特別委員会が長期間開催している例もある。委員会機能の形骸化につながる。原点に戻り常任委員会を活性化すべき。

## ②本会議の活性化について

### ○委員会代表質問・会派等代表質問

委員会代表質問・会派等代表質問の代表者が質問する形態は、運営基準などのなんらかの文書化をしておくことが望ましい。

### ○通年議会制度

全道で8町村が実施している。全国的にまだ少なく通年議会制度を十分理解した上でやらないと大変だとの声が出ている。

### ○参考人招致

これまで委員会において参考人を招致することはあったが、平成24年8月の地方自治法の改正により、本会議における公聴会の開催、参考人招致ができる事になった。

## ③議員の処遇改善について

### ○議員報酬

定説がない。議論が必要である。住民の理解とともに、全国的な世論を形成していく必要がある。また、町の特別職等報酬審議会委員との意見交換も重要だ。

### ○議員の存在

住民と議会の関係、住民は議会に対してこんなに議員は必要か。どんな貢献をしているか知られていない。議員は地域代表制では無くなっている。選挙の無投票が多くなってきた。その原因を探り欠員にならないよう、常に現職議員はこれからの議員発掘に努めなければならない。

## 【考察】

全国的に議会改革が進んできており、良い意味での議会改革の競い合いの輪が広がっているが、議会改革は持続させることに大きな意味を持つ。鹿追町議会でも議会基本条例を制定し、基本条例の具現化を進めるため、広報広聴を重視した「まちなか会議」などを実施してきた。これら住民と直接対話する手法で課題解決を進めてきており、一定の成果と手応えを得ている。しかし、議会改革はまさに継続中であり、課題解決のあり方や追跡調査する方法などの課題も出ている。

また、議員の質問責任も課題があり、地域の課題についても一議員の一般質問からさらに進んだ会派代表質問・委員会を代表する質問に挑戦するなど、議員個人から議会全体での取り組みへ成長していく必要がある。

さらに議会制度の検討では、参考人・公聴人招致の環境整備や議員の身分保障や報酬の論議も必要である。現職議員がやるべきことでは、議会理解を町民

へ広げ、新たな人材育成につなげることも重要だ。

これらの議会改革には、顧問制度や外部からサポートしてくれる人材も重要である。改革がどこまで進んだかを念頭に置きながら、時代にあった新たな課題を発掘し解決する力を持続させていくことが必要であると考察する。

## (2) 当別町議会

### ①議会改革と将来像について

### ②人口減少対策について

#### ○議員アンケート

当別町議会では、初会議において議員の思いや抱負を提出してもらい、「議会はこうあるべきだ」との思いや提案を具現化している。

#### ○議会改革について

会派9人で基本条例を出したことがあるが断念。倫理条例を先に作ることになった。

#### ○議会報告会

議会報告会は31町内会に訪問する方法である。住民の意見を聞き行政にどのように反映させていくかを基本としている。

課題や提案はPDACサイクルで検討し、全議員が情報共有している。地区役員から地域の問題点を出してもらい、洗いだしをはかる。

議会報告会は地域住民の思いを聞かせていただく場であるとの考えが浸透することで、議会や行政に対する住民の意識も変わってきた。

各町内会から3人程度の出席を依頼しているので役員が多い。各地からの要望が多く、整理は大変である。行政側が理事者の地域訪問を中断していたこともあり要望が多い。

#### ○人口減少対策について

##### ①当別町のまちづくり

- ・大消費地“札幌市”と隣接する優位性を最大限に活用
- ・豊かな自然に囲まれたベットタウン“太美”市街地の再開発
- ・スウェーデンと交流を生かした特色あるまちづくり

##### ②立地企業サポート

- ・固定資産税の5年間免除
- ・町内居住者の新規乗用雇用者1人につき20万円補助
- ・法人町民税(法人税割額)を3年間補助
- ・町有地賃借料を3年間補助
- ・水道料を3年間補助

当別町は、大消費地の札幌市に隣接する優位性を生かして、さまざまな施策を打ち出しているが、豪雪地帯であることから老人が離れていく傾向がある。その中でも民間組織の福祉団体の躍進が目覚しく、民間ならではの細かい福祉対策は、住民の福祉向上とともに労働人口の増加に貢献している。

#### 【考察】

当別町では、スウェーデン王国レクサンド市との交流から生まれた景観や、デザインを意識した特色ある住宅団地の開発で定住者の呼び込みを図っているハード型の人口増加施策と、北海道医療大学出身者が立ち上げたNPOによる福祉団体が新たな雇用の場を生み出すソフト型が効果を上げている。

企業誘致が困難な現在、高齢者の介護や障がい者の支援が産業として広がっていることは注目すべき点である。

本町でも、老健施設や特別養護老人ホームなどの福祉施設があるが、これらの施設で働く人達の支援や更なる雇用の場が広がるような取り組みが重要である。

さらには瓜幕バイオガスプラントの建設による再生エネルギーの活用、余剰熱を利用した新たな地域産業の育成など、雇用の場の創出と働いて住んでみたくなるまちづくりを目指すことが必要と考察する。

■□■ 総務文教常任委員会 委員長 安藤幹夫

委員会開催状況

	開催月日	件 名
1	1月20日	・行政説明 ・鹿追高等学校看護科誘致支援基金条例の取り扱いについて
2	1月27日	・付託案件審査 鹿追高等学校看護科誘致支援基金条例(案)について
3	2月5日	・まちなか会議「議会報告会」対応について ・まちなか会議「青年会議」対応について
4	2月19日	・まちなか会議「議会報告会」対応について
5	2月25日	・行政説明 ・継続調査について
6	3月12日	・行政説明 ・継続調査等 ・まちなか会議「懇談会」について ・閉会中の継続調査 ・まちなか青年会議の対応について
7	4月17日	・権限移譲と道州制について ・ふるさと納税について ・所管事務調査について ・まちなか会議の対応について
8	4月28日	・まちなか会議「議会報告会」について ・所管事務調査について ・現場視察
9	5月13日	・所管事務調査について ・継続調査について
10	6月3日	・行政説明 ・所管事務調査について ・まちなか会議の委員会再検証について ・継続調査について
11	6月18日	・所管事務調査について ・継続調査について
12	7月3日	・所管事務調査について ・ソフトボール協会の要望に係る対応について
13	8月25日	・行政説明 ・まちなか会議「教育委員」との懇談会について ・「総務常任委員・教育委員会・小中高等学校長との懇談会」 ・「総務常任委員・鹿高進路担当教諭との懇談会」

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査報告について</li> <li>・まちなか会議の対応・検証について</li> <li>・継続調査について</li> </ul>
14	9月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件審査 議案第39号「鹿追町ふるさと寄附金基金条例の制定について」</li> <li>・請願・陳情・要望について</li> <li>・所管事務調査報告について</li> <li>・継続調査について</li> </ul>
15	9月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査報告について</li> <li>・まちなか会議「教育委員との懇談会」について</li> <li>・「小中高等学校長との懇談会」</li> <li>・「鹿高進路担当教諭との懇談会」</li> </ul>
16	9月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気料金再値上げ撤回を求める意見書採択についての要望の取り扱いについて</li> <li>・まちなか会議「教育委員との懇談会」について</li> </ul>
17	10月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明</li> <li>・まちなか会議「小中高等学校長との懇談会」</li> <li>・「高校進路担当教諭との懇談会」</li> <li>・「教育委員との懇談会」の検証</li> </ul>
18	10月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の今後のあり方について</li> </ul>
19	10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告</li> <li>・最終処分場の今後のあり方について</li> <li>・まちなか会議「議会報告会」対応について</li> </ul>
20	11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿高進路担当教諭との懇談会</li> </ul>
21	11月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政報告</li> <li>・継続調査について</li> </ul>
22	12月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件審査 議案第66号「鹿追町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について」</li> <li>・継続調査について</li> </ul>
23	12月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査報告について</li> </ul>

## ■□ 調査報告

1. 調査期間 平成26年7月16日（水）～18日（金）
2. 調査地・調査項目
  - (1) 安平町 安平町立はやきた子ども園



- (2) 札幌市 北海道札幌国際情報高校
- (3) 剣淵町 剣淵町絵本の館
- (4) 月形町 月形樺戸博物館
- (5) 恵庭市 すずらん乗馬クラブ

### 3. 調査の目的及び調査結果

- (1) 安平町 安平町立はやきた子ども園

#### 【調査目的】

幼保一体化の運用と課題について、先進地からその内容を探る。

#### 【調査結果】

安平町早来地区には、これまで無認可のへき地保育所が3か所で普通保育と特別保育を行なってきた。

この3つの保育所は街中にあり、いわゆるへき地保育所になじまない環境にあることと、早来地区にある保育所は手狭になり、安平地区の保育所は老朽が進んでいることから、これら3つの保育所をはやきた子ども園として、平成22年4月1日に統合したものであるが、具体的には次のような理由があった。

- ①早来地区へき地保育所への認可化の指導があったこと。
- ②各保育所（早来、安平、遠浅）の耐震化が未整備であること。
- ③幼稚園教育制度の導入と給食導入の希望が多かったこと。
- ④3つの保育所経営経費の削減を図ること。
- ⑤町内保育所の保育料、給食、保育時間等の統一化を図ること。

また、認定子ども園スタート時のメリット、デメリットは次のようなものがあった。

#### 〈メリット〉

- ①地域の児童が同じ共通保育時間に幼稚園教育を受けられること。
- ②施設が一か所であるので、幼稚園、保育所間の移行及び保育時間の融通がきくこと。
- ③学前保育・教育の差がなく小学校就学を迎えられること。

#### 〈デメリット〉

- ①開設当初幼稚園、保育所の保護者会活動の意義について、PTAの温度差があったこと。
- ②保育課程、保育指針の両方を提供するため、保育士の力量が不足していたこと。

③平成27年度からは内閣府管轄となるが、スタート時点では文部科学省と厚生労働省に分かれているため、事務が煩雑となり一貫性がなく困難であったこと。

以上メリット、デメリットがあったようであるが、早来地区の児童に対する政策として、児童館の未整備、放課後の児童クラブの施設の老朽化・容量不足・衛生設備の未整備などがあり安平町全体の総合児童福祉の拠点として再出発を決定したものであった。

#### 【考察】

本町における幼保一体化事業の平成27年度スタートは、国も内閣府管轄となり、本町においても庁内担当を明確にできる時宜を得たものである。

当面、施設を分けて運営することによる障害も考えられることと、また幼稚園の職員と保育園の職員の今後の共通意義を持つことへの苦労なども考えられるが、本町の子供たちのために乗り切ることが求めたい。

保育料などを含め、今後はさらにへき地保育所との在り方が課題となることは避けられない。

将来は、就学前児童の一施設の一括した運営が求められることは必至であると予測できることから、政策的に議会も研究し提案できるように準備をしておくことが重要である。

### (2) 札幌市 北海道札幌国際情報高校

#### 【調査目的】

鹿追高校のさらなる教育の推進と、魅力ある高校づくりのため、道内の特色ある高校から学ぶ。

#### 【調査結果】

北海道札幌国際情報高校は1995（平成7）年に開校。道内でも新しい道立高校。学科は全日制普通科のほか、国際文化科、情報技術科、情報システム科、流通サービス科の4つの学科を併設する全国でも珍しい形態の学校である。

平成27年度より学科転換を行う予定であり、現在の情報技術科から理数工学科に変更される。現在の科学技術の高度化に対応する専門性を備えた技術者の育成を行う。「ものづくり」の基礎・基本を身につけさせ、創造的な能力と課題解決能力を養成し、理工系大学に進学し、倫理的思考力と語学力を有する将来のエンジニアを育成するといった科目に変更する。

また、情報システム科と流通サービス科を合わせ、グローバルビジネス科に

変更する。この学科は、商業の高度化に対応出来る専門性を備えたビジネスリーダーの育成を図る。

このような先駆的な学科変更にも積極的に取り組み、学校の存在感を発揮している。

### 【考察】

創立20年を迎え、学校や各学科のあり方、教育目標や教育内容も大胆な見直しを図るとともに、生徒の個性を最大限引き出す教育に教職員が協働して考えている。また、学校を紹介するため、複数回のオープンキャンパスや全教員による中学校訪問等を実施し、広報活動にも力を入れており、都市でありながらも地域密着型として活動している事はすばらしいの一言である。

また、学科が多い事により選択肢も多く、生徒の将来目標にも専門性が夢を持たせる学科がある事に期待が大きい。

また、この学校の特徴でもあるコミュニケーション能力の育成には特に重点をおき、卒業生が講師となり講話をしたり、生徒間でのプレゼンテーションなどを実施し、将来実践者としての能力発揮ができるよう公共心や倫理観、思いやりの心を育む教育活動は大切なものだと感じる。

P T A活動においても積極的に取り組んでおり、会員や地域住民対象の講習会や、広報活動ではP T Aのホームページの作成、また他校のP T A組織との交流も盛んに行われていることは、学校としても心強いところである。

現在、鹿追高校においても、小中高一貫教育と選択コース制により教職員の指導力と生徒の努力により大学進学率は普通科高校の中でも高いと評価できる。しかし、少子化により地元生徒の減少は避けられないところであるが、これまで積極的に町内外に学校説明等を行ってきた学校及び教育関係者の努力により生徒数も若干とはいえ増えている事は、今までの努力は成果として出ていると感じる。

今後はさらに鹿追高校の存続についても厳しい状況に変わりはないものと思うが、普通科だけで高い教育レベルを目指していくのか、あるいは札幌国際情報高等学校のような新しい学科を目指すのか、また、いま町で進めている高等看護学科の併設についても鹿追高校の存続問題だけではなく、生徒たちの将来に向けて今後なにが必要なのか、十分協議していく必要がある。

### (3) 剣淵町 剣淵町絵本の館

#### 【調査目的】

図書館のあり方、運営について考える。

#### 【調査結果】

昭和63年、青年たちがまちづくりを目的に結束したが、具体的な指標がないなか、講演会や絵本の原画の展示会をきっかけに、同年6月に有志による絵本の里創ろう会が設立され推進活動が行われてきた。

町は平成3年、旧役場庁舎を改築し、その拠点となる「絵本の館」を開館した。現在の館は平成16年に移転新築し、楕円型の建物は一周できる構造で、靴を脱いで入館し、床に座ったり、木のパズルや遊び家具などがあり絵本の展示、読み聞かせ等、家庭的な雰囲気の中で絵本に親しめるよう様々な工夫がされている。

蔵書は63,000冊あり、絵本は36,000冊を占め、書架は背が低く子供たちが利用しやすい設計とされた。

また、学童保育など気軽に立ち寄れる施設としての活用もされていた。玄関近くには、剣淵町産野菜を使った軽食がとれる喫茶コーナーや、絵本や地場産品の販売コーナーも設置され、運営も知的障害者の団体により行われている。

町を絵本による文化を築き上げ、成功した町おこしの例として注目されており、昨年の入館者は37,000人と、映画で取り上げられたこともあり、入館者が増加している。

#### 【考 察】

剣淵町では、絵本をモチーフとした特色ある図書館として、毎年、絵本の原画展など様々な催し物が行われており、全国から注目を集めている。

この施設は、子供たちが家庭的な雰囲気の中で読書や読み聞かせを楽しむ場として日常的に利用され、静かな遊び場、地域の文化活動など多彩な利活用がされている。

また、図書館内に障がい者運営の喫茶コーナーもあり、再来したくなるような施設づくりも参考にすべきである。

本町の図書館は、総合計画において、心豊かな地域社会のため、図書館活動の充実について計画がされているところである。

図書館整備にあたっては、剣淵町の例などを参考にし、地域社会における生涯学習の場としての位置付けを考慮していかなければならない。

#### (4) 月形町 月形樺戸博物館

##### 【調査目的】

郷土資料館を地域資源としての活用や仕組みづくりについて考える。

##### 【調査結果】

月形町は、明治14年北海道で最初の監獄「樺戸集治監」の設置により拓かれた町である。

月形樺戸博物館は、北海道開拓における囚人が果たした役割、囚人労役の資料や幕末から明治維新のつながりを示す資料などが展示されており、歴史を再発見できる施設である。

展示方法は、見学者にわかりやすく工夫されており、歴史資料の解説やジオラマ、CGを駆使した映像もあり、囚人たちが行なった道路や鉄道建設での苛酷な作業実態が伝わるものであった。

この博物館は、北海道だけでなく、日本の開拓の歴史を表現したものであり、これを月形町では、町の資源として、学校授業での活用、観光客の誘致活動、また日本の歴史的にも貴重な財産として後世に伝える活動を行なっている。

歴史の伝承役としては、名誉館長として郷土史研究会長が長年その任にあたっているほか、町長をはじめ職員も歴史背景を熟知した見事なガイド役を務めていた。

##### 【考察】

鹿追町郷土資料館のあり方については、先人が築き上げてきた歴史を尊重し、住民が語り継ぐことができる施設づくりが求められる。

月形町は、この施設を町の中核施設として位置づけ、相当額を投入し、観光客の集客効果が期待できる施設として整備されているが、本町においても、ハード面の整備については、費用対効果を考慮しつつ、その必要性について充分検討することが重要である。

ソフト面では、図書館と郷土資料の保管展示の関連、歴史を継承していくための教育体制の確立や、観光事業やジオパーク推進事業との連携したガイドの育成が望まれる。

また、本町の資料館には、保存している資料の中に同じ物も多く、整理分類し、例えば馬による農耕具の変遷などを特化させるなど、収集展示解説方法などの研究が必要である。

(5) 恵庭市 すずらん乗馬クラブ

【調査目的】

ライディングパークの運営管理について、民間施設の先進地事例から学ぶ。

【調査結果】

恵庭市恵み野駅から徒歩10分、約4,000坪の敷地を有した民間乗馬クラブを調査した。この乗馬クラブは、30頭の元中央競馬などで活躍したサラブレッドを調教することで、競走馬を乗馬用として第二の人生を過ごさせているのが特徴である。

35年の歴史ある乗馬クラブから、体験、ビジター、会員制、観光を中心に事業を展開しており、民間ならではの運用と実践状況を調査することができた。

駅から近く利便性が高いこともあり、小学生からの学生、会社員、主婦、定年退職者など多様な利用者が週2～3回足を運んでおり、幅広い年代層が乗馬を楽しみ、馬とのふれあいにより心や体を癒している。さらに、おしゃれなブリテッシュ馬術であり、美容と健康に効果があるとされ、乗馬を始める女性ファンが多い。

【考察】

本町はライディングパーク施設を中心に馬文化、馬事振興、観光振興を図り、長距離の騎馬を目的としたウエスタン馬術の実施による乗馬体験や、春と秋のエンディランス大会、民間による自然散策、地域の子供達による乗馬クラブと、歴史ある鹿追町競ばんば大会など施設活用により事業推進を行っている。

今後、さらなる充実のため、乗馬事業を中心とした観光振興や、都市と農村の交流を進めるためには、民間感覚を生かし進めることが重要となってきた。

管理・運用面では、乗馬に関係する組織との連携の確立により、日常的な馬の健康管理を図るとともに放牧場などを充実させる検討も必要である。

地域振興の活性化に大きな貢献をした同施設は、冬期間の施設を利用したイベントの取り組みや、子供たち等への情操教育、観光振興や、地域間交流など、さらなる可能性を秘めている。民間の感覚導入は地域活性化に結びつくことができると考察する。

## 【研修全体の考察】

近年、人口減少とともに出生数・合計特殊出生率が低水準で推移し、少子化が顕著に表れている一方、グローバル社会や情報社会は急激に発展する中、どのような対応が地方自治体に必要かが今後の課題と考える。

このような課題を踏まえ、本委員会では「これからの施策に取り入れるものは何か」、「研修を通じて何をもたらすことができるか」、「議員として学んだ知識をいかに議会として活用するか」を研修ポイントに調査研修を実施した。

安平町、札幌国際情報高校、剣淵町絵本の館、月形樺戸博物館、すずらん乗馬クラブの共通点は人材育成である。関係者が情熱を注ぎ事業を積極的に取り入れて、良好な事業展開をしており、人材が成果を挙げる大きな要素である。

これらの事業展開は、地域や住民（利用者・消費者）の要望に応え喜ばれることで、理解や協力支援が得られて、さらに事業が継続発展している。

今回の所管事務調査から「鹿追町は、人材育成を明確にして事業を支える者の育成と発掘を進めていくべきであり、さらに関係者の理解・共感を丁寧にする必要がある」と提言し全体の考察とする。

## ■□ 最終報告

### （１）幼保一体化について

平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の促進に関する法律」が制定されたことに伴い、委員会は「認定こども園」を想定し調査・研究を展開してきた。

幼稚園、保育園のそれぞれの良さを生かし、親の就労環境に区分することなく幼児教育・保育を行うことは重要である。

保護者・地域・保育者が一体となって子どもの健やかな育ちを実現し、新たな環境を創り出して、心豊かでたくましい幼児を育て、生きる力を培うことが肝要である。

そのためには「健康で明るい子、心優しい思いやりある子、自分で考え進んで行動する子」を育てるための一貫した教育・保育計画・指導計画を作成し、発達段階に応じた教育・保育の充実の重要性と、第三者による評価が必要と考える。

また、運営・管理上行政所管が複数になることが予想されることから「こども園担当」の一体化が必要である。

少子化時代にあって、子どもたちは本町の将来を担う人材であり、その幼児期教育・保育の充実を図るための「認定こども園」としての整備を図ることで、さらなる教育行政の充実と福祉の推進が求められることから、職員配置・施設

整備・教育・保育の内容・子育て支援等と多岐にわたる管理・運営が急がれることと考察し、この件の所管事務調査の最終報告とする。

## (2) 最終処分場の今後のあり方について

鹿追町では、生ゴミの堆肥化処理、資源ゴミの資源化処理、埋め立てゴミ・粗大ゴミの埋立処理を実行している。

今後のゴミの処理方法は、鹿追町単独による処理方法の継続化、あるいは他市町村との広域処理を行うことが考えられる。

委員会として、最終処分場の今後のあり方について、大都市におけるゴミ処理方法、先進的な中間処理施設、近隣町村のゴミ処理施設、広域における処理施設の調査と、勉強会を含め調査研究を行ってきた。

ゴミ処理の問題は、地球温暖化対策、住民の生活環境の視点から、長期的展望に立ったゴミゼロ社会を目指すことが重要であり、焼却方式、埋め立て方式の選択。そして単独での最終処分場建設、共同事業への参加の選択があり、議論を重ねてきた。

平成16年から現状のゴミ分別となり、以降約10年間ゴミ収集量は、住民の協力のもと顕著に減少しており、最終処分場も最終年が2年間延長される見込みである。

それは、ゴミ処理の現状の把握と、住民の生活環境及び処理方法のメリット・デメリットの抽出、子供への環境教育の提供などの結果であると評価する。

さらに「環境美化宣言」や「花と芝生のまちづくり」を推進する本町において、住民の健康、快適な生活環境の確保、自然豊かなまちの特色を生かし、将来における人口減少と財政状況を加味し、目指すべき循環型社会の形成とゴミ適正処理が必要であることから、町内処理を前提として「埋め立て方式」を継続していくことも考慮していくべきであると考察する。

## (3) 小中高一貫教育について

鹿追町の小中高連携型教育は、平成15年度文部科学省から「研究開発校」の指定を受けて始まった。

本町は、教育によるまちづくりが大きな柱となっている。連携型による12年間の一貫したカリキュラムは、国際化・情報化・少子化など、社会変化にたくましく生き抜くことのできる児童生徒の育成を実践する教育方針を当委員会は理解している。

この視点で、当委員会は教育現場の調査・教育委員・各学校長会及び鹿追高等学校進路担当教諭との懇談会を行ってきた。さらに、道内外における特色ある学科を持つ高校の現状と課題等を調査・研究してきた。



一貫教育に対する町民の理解も大きく、「効果的な一貫教育」、「個性や才能の伸長・ゆとりある安定した学校生活の充実」といった効果が期待されている。

「教育の町」として、まちづくりの根幹である教育を推進することは最も肝要とすることから、継続的に取り組むことが重要であると思料する。

また、地方では、近年老健施設や特別養護施設が急増しているため、看護師不足は深刻化しており、自治体病院を有するわが町でも大きな課題である。

地方の問題は、地方において人材育成を公の責任において解決するべく本町の重要政策である。

「北海道鹿追高等学校看護科誘致」は、議会としても「決議」をしている。

少子化時代の中、高校の存続と、地方における医療過疎の解消など看護師不足の解決に向け、町が一体となって取り組むことが重要であり、議会はこの実現に向けてさらなる努力を継続していくことが最大の課題であると考察する。

以上を持って最終報告とする。

■□■ 産業厚生常任委員会 委員長 上嶋和志

委員会開催状況

	開催月日	件名
1	1月21日	・行政説明
2	2月5日	・視察研修について ・まちなか会議「議会報告会」対応について ・まちなか青年会議対応について
3	2月10日	・まちなか青年会議対応について ・まちなか会議「議会報告会」対応について
4	2月25日	・行政説明
5	2月27日	・まちなか女性会議の対応について ・グループホームについて ・継続調査について
6	3月11日	・行政説明 ・請願・陳情・要請・要望・意見書受理状況 ・継続調査について ・まちなか青年会議の対応について
7	3月17日	・国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める請願書
8	4月28日	・まちなか会議「議会報告会」について
9	6月3日	・行政説明
10	6月9日	・規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書について TPP協定から十勝を守り抜く決議について ・ウイルス性肝炎患者に関する医療費助成の拡充を求める意見書採択等のお願い
11	6月12日	・付託案件審査 「規制改革会議意見書の取り扱いに関する請願書」 ・まちなか会議「商工会・観光協会・道の駅」との懇談会 ・まちなか会議「商工会」との懇談会 ・まちなか会議の委員会見解の再検証について
12	8月26日	・行政説明 ・まちなか会議の対応・検証について ・継続調査について
13	9月8日	・付託案件審査 議案第40号「鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について」 議案第41号「鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について」

		<p>議案第42号「鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(案)について」</p> <p>議案第43号「手話に関する基本条例(案)について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情・要望について</li> <li>・所管事務調査について</li> <li>・まちなか会議の対応・検証について</li> <li>・継続調査について</li> </ul>
14	9月19日	・所管事務調査について
15	10月6日	・行政説明
16	10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明</li> <li>・まちなか会議「議会報告会」対応について</li> </ul>
17	11月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明</li> <li>・所管事務調査報告について</li> <li>・まちなか会議</li> <li>・継続調査について</li> </ul>
18	12月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件審査</li> </ul> <p>請願第3号「平成27年度畜産物価格決定等に関する請願書」</p> <p>議案第68号「鹿追町立認定こども園条例の制定について」</p> <p>議案第69号「鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の制定について」</p> <p>議案第70号「鹿追町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続調査について</li> </ul>

## ■□ 調査報告

1. 調査期間 平成26年10月8日(水)～10日(金)

2. 調査地・調査項目

- (1) 美深町 美深町チョウザメ飼育事業について
- (2) 美深町 新規就農支援事業について
- (3) 由仁町 特定健診事業について
- (4) 喜茂別町 観光振興事業について

### 3. 調査の目的及び調査結果

#### (1) 美深町 美深町チョウザメ飼育事業について

##### 【調査目的】

チョウザメの実態と経済効果や運営の実態を調べ鹿追町スタイルのあり方を研修する。

##### 【調査結果】

#### 1. チョウザメ館

美深町でのチョウザメ飼育は、過疎化する町に名物になるような物が何か無いかということで、町内を流れる天塩川にチョウザメが昭和初期まで遡上していたという事もあり、30年ほど前に水産庁から300尾を仕入れ三日月湖に放流したのが始まりである。チョウザメ館は17年前に総工費1億5千万円で建設した。見学展示用の水槽は17トンあり、白チョウザメ他5種類や、建設当初から飼育している17歳以上で1.8mのチョウザメなど50尾を飼育している。チョウザメは最大4mにもなり50年から100年生きる。

商品化となるキャビアを取るまでには卵の大きさのこともあり10年かかる。キャビアを採るときは卵膜も一緒に取るので、キャビア目的は1回しか取れないが、孵化用として卵目的であれば卵膜は取らないので2、3年に一度採卵できる。1回の採卵で約1万～2万粒採卵し、50%～60%孵化するが、実際に生き延びるチョウザメは5%～10%程度になる。卵が孵化するには積算温度が120度必要である(20度で6日間)。

餌は1日に3回ペレット(マスの餌)を与えている。水温15度～20度が適温で、水は循環し約4時間で水槽内の水が入れ替わる。

現在キャビアは取っていないが、採卵用として飼育しており、施設管理は恩根内も含め振興公社に業務委託をしている。チョウザメにかかる維持管理費(人件費、餌、光熱費他)として毎年2,000万円を町費で支出し、最終的に年間1,700尾の出荷を目標にしている。

#### 2. SAF 恩根内養殖施設

小学校跡地にあるプールを有効活用して、今年からチョウザメ養殖施設として利用している。

現在は200尾の飼育であるが、将来的には1,000尾程度を飼育する計画である。

水温7度～8度の地下水で水質も良く、広い水槽で飼育しているので成長が早い。冬期間は温風で温める予定である。

肉用に出荷するチョウザメは10日間、餌抜きで飼育し臭みを取りホテルに

出荷する。

### 【考察】

チョウザメ飼育は環境が大切であり、特に良質な水、生育ステージに合わせた餌、四季に合わせての温度管理など、自然界に近い状態で養殖することが重要である。また、餌については値段が高騰していることもあり、鹿追町の資源（鹿肉、ザリガニ）を活用した独自の餌を研究することも考えていかなければならない。チョウザメを新たな鹿追町の観光資源としてどのように活かすのか展示方法も含めて検討する必要がある。

## （２）美深町 新規就農支援事業について

### 【調査目的】

新規就農支援事業の実態を調査する。

### 【調査結果】

美深町は、水稻・畑作・畜産である農業が町の地域経済の中心となっている。耕地面積5,080ha、農家戸数211戸、経営者平均年齢62歳と高齢化が進んでいる。気候は内陸的気候で夏は最高30度以上、冬は最低気温がマイナス30度の日もある。

平成6年から新規就農者の受け入れを始めているが、以前から実習生の受け入れをしており、空いている教員住宅2戸を使用していた。平成25年の春からは、新しく5組が入居できる「農業研修生等宿舎」を建て、実習生には無料で貸し出している。

新規就農者を後継者として育てるため、3つの支援組織を立ち上げている。自立し成功できるまで育てようと「R&Rおんねない」を平成15年に設立。新規就農者の夢を実現する・地域農業を継続する・地域を活性化することを目的としている。8戸の酪農家が地域の担い手を確保するため「居抜き」での経営継承方法を行なっている。

研修生として受け入れ育成する基本的考え方は、1年目は全戸の酪農家で技術を学び、2年目から継承予定農場で研修、3年目に「居抜き」にて土地・牛・機械・施設等を継承し就農する。平成17年から5組が経営を引き継いでいる。

また、畑作農家4戸で「北の彩おんねない」を平成24年4月に設立し、畑作農家の担い手確保を目指している。

もう一組の「西紋営農集団」は、農家戸数25戸で畑作と酪農が混在している地域で「北の彩おんねない」と同様な方法で新規就農者の受け入れを考えている。

営農の開始時は、基本的に北海道開発公社による「農場リース事業」を活用する。地域内での日々の研修で密接な繋がりを持つことで、後の円滑な継承・交流が図られ、地域の活性化になっている。

### 【考察】

美深町は、農地価格が7万円～8万円、水田が20万円/反位と比較的安く、平均営農面積も23ha位である。畑作（4品が中心）53戸、酪農41戸、肉牛13戸、水田もある。産地にもなっている南瓜・アスパラ等の野菜、畑酪混合経営と農家も色んな経営形態があることで新規に受け入れやすいと思われる。

新規就農者が地域に定着するためには、周囲のサポート態勢が欠かせない。美深町は3つの団体による2年間の就農前研修を実施し、地域に馴染んでもらって新たな一步を踏み出している。鹿追町も大いに学ぶところがある。

地域に離農者が出ることにより、過疎化が進み地域コミュニティが崩壊するのではとの危機感を持った。地域住民が自から活動することにより地域の繋がりも出来て活性化に繋がると考える。

借入金の保証人にも地域の人達が協力することで「居抜き」の形が構築できれば、新規就農者に対する理解も深まると思われる。

### (3) 由仁町 特定健診の現状について

#### 【調査目的】

特定健診受診率が高い取り組みや活動を研修する。

#### 【調査結果】

由仁町は、人口5,638人(平成26年6月30日現在)基幹産業は農業。高齢化率は35%(平成25年度)で鹿追町(25.9%)より高い。

特定健診受診率は、平成21年度より51%～52%で高い。鹿追町は21%～35%である。由仁町は高度な健診が受けられる札幌に近く、個人の医療費が高いことから、以前は医療費削減の方向から特定健診の受診率を高めた。現在は、初期医療の本来の意味から特定健診の理解を広めている。

受診率を高めている試みとして、訪問、電話、ハガキによる個別勧奨を行い、さらに受診券送付時に検診ガイドを同封して送っている。また、地区別受診率を作成し、健康教室を開催し、健診受信者の送迎事業も行われている。またポスターを作成しPRをしている。このポスターは、町長や若手農業者グループなどの写真を載せるなど親しみやすいものである。

ポスターには地域別受診率を載せ、町内各公共機関すべての目につきやすい

場所(トイレなど)に掲載している。

住民学習として、年末12月中旬の例会30分程度、各地区で健康教育を実施している。

J A青年部に対して健診の重要性を訴えるなどして、20歳から39歳までの受診者が増えた。

#### 【考察】

鹿追町の特定健診の受診率は平成24年度35.9%、25年度36.1%にまで上がった。しかし、目標の65%にはかなりの開きがある。

住民の意識を上げ受診率を上げるには、ポスターなどを使い、自分たちの行政区の受診率の現実を把握してもらうことも必要である。また、行政区をうまく活用し、健康教室の実施や行政区長の働きかけなどにより、行政区の住民の意識向上が必要である。また、団体にも呼びかけて40歳以下から受診してもらうなどの取り組みが必要である。

特定健診受診率の向上は、行政だけでは無理で住民を巻き込んで初めて達成できるものである。鹿追町でも受診率を上げ、病気の早期発見、早期治療につなげ福祉向上に繋がることに期待したい。

#### (4) 喜茂別町 観光振興と組織体制について

##### 【調査目的】

これからの観光と組織体制を研修する。

##### 【調査結果】

道の駅望洋中山は、施設運営は元々町の直営で運営管理をしていたが、経費が増加し直営を断念。売店等の販売施設とスキー場を加森観光に約500万円賃貸している。美術館とトイレは委託管理をしている。

美術館は当初アール・ヌーヴォーを展示していたが、今は学生等の作品を展示している。入館料は無料で25年度は13,739人の入り込みである。

喜茂別町は、人口は2,300人で鹿追町の半分、農地は1,200haで鹿追町の10分の1であり耕地面積は狭いが、園芸など高収益作物の導入を図っている。

中山峠は喜茂別町にあり札幌市の隣町である。喜茂別には、交通の大動脈である国道が230号線、276号線の2本が走っている。これらの立地条件により、横浜冷蔵が流通の拠点として進出(誘致)した。さらに加森観光の寮の建設(230人)、溪仁会、第一会館などが進出するなど、町では民間活力の導入を図っている。

こうした小さいことを積み上げて総合力を発揮する政策に方向転換をし、転換後は各事業に対する研修視察が増えてきている。

明後年に100周年となるので防災条例、女性を生き生きさせる条例、福祉介護関係条例など各種条例の制定を図っていく。また町内でのW i F i（ワイファイ）利用による見守りロボットの活用を検討している。

商工観光関係の取り組みについては、商工会は民間の集まりであり頑張っている。観光協会は昨年、一般社団法人として発足し、事務局長は産業振興課長が兼務している。できれば行政が関わらない方がいいのだが、当面は行政と観光協会のコラボレーションを図っていく。

観光協会の事業として、企業と連携してコーンスープを作っているが、第2、第3の商品も開発中である。外人観光客の長期滞在に対応するため、尻別岳の頂上までヘリコプターで運び頂上からスキーを楽しむ企画も実施している。

尻別川は日本一の清流であることから、川の環境整備について北海道との協定により実施している。また、道々の除雪、草刈等の管理についても道と協定し喜茂別町で効率的に管理している。

病院についても厚生連から町が買い取り、患者の立場に立っての運営管理をしており、実質、町の持ち出しは年間2,000万円で収まっている。

#### 【考察】

喜茂別町は特別な名所旧跡は無いが、民間企業との連携を図り、小さいことを積み重ねることにより総合力を発揮し町の活性を図っている。

特に、河川の環境整備や道々除雪、草刈など北海道と協定を交わし、町が整備している事はわが町でも検討課題である。

道の駅、郷の駅には地場産の農畜産物を利用した商品が多く、喜茂別町の地名が表示されているおみやげ品も多彩である。また、食事が出来ることも魅力的であり、わが町の今後の検討課題である。

行政の負担を軽くするため、専門の知識を持つ民間の力を取り込む手法については、わが町にも学ぶところが多い。

#### 【研修全体の考察】

人口減少社会の到来が叫ばれる昨今であるが、今回、産業厚生常任委員会が調査した美深町、由仁町、喜茂別町の3町は、今年5月に日本創成会議の人口減少問題検討分科会の推計による「消滅可能性」全国896自治体に含まれている。鹿追町も2010年から2040年の30年間に、20歳～39歳の女性が52.8%減少するという推計である。

また、調査した3つの町と鹿追町も、平成15年当時は周辺町村との合併を



模索し、いずれも自主自立の道を選択した町でもある。

地方交付税の削減に加え人口減少の要因も加わり地方自治体には厳しい環境にあるが、由仁町にあっては、町民の特定健診の受診率を向上させ医療費に係わる歳出を抑える取り組み、喜茂別町の民間の力を取り込む手法、美深町のチョウザメ飼育により交流人口の増加・雇用の創出、新規就農支援など、いずれの町も重点政策には、十分な予算を使う一方、行政コストを抑える努力を惜しまないことについて学んだ。

わが町にあっては、人口減少社会が到来することを十分に認識するとともに、基幹産業の農業、観光の振興により雇用の創出、交流人口の増加を目指す一方住民サービスを維持していくということ、住民の意思を十分に受け入れ、行政と議会が一緒になって取り組んで行かなければならないと考察する。

## ■ □ 最終報告

### (1) 福祉施策の状況について

#### ①障がい者グループホームの運営について

障がい者グループホーム「すばる」が平成26年4月に開所された。障がいを持つ子を育てる親御さんにとっては、待望の施設であった。

障がいを持つ方々が家から離れ共同で生活し自立することを目指し、生まれ育った地域で普通に暮らしたいという思いを実現するものである。

委員会としてもグループホームの設置については、障がい者を持つ親御さんや、それを支援する方たちのサークルと交流し、その課題が希望に沿うよう担当課に提言した。

今後においては、障がい者の日中活動としての就労の場のさらなる拡充と女子のグループホームについても検討していかなければならない。

#### ②特定健診について

町の特定健診の受診率は、平成24年度35.9%、25年度36.1%にまで上がった。しかし目標の65%にはかなりの開きがある。

住民の意識を上げ受診率を上げるには、ポスターなどを使い、自分たちの行政区の受診率の現実を把握してもらうことも重要である。また、行政区組織を活用し、健康教室の実施や行政区長の働きかけなどにより、行政区の住民の意識向上が必要である。また各種団体を通じて、40歳以下から受診してもらうなどの取り組みが必要である。

特定健診受診率の向上は、住民を巻き込んで初めて達成できるものであり、鹿追町でも受診率を上げ、病気の早期発見、早期治療につなげ福祉向上に繋

がることに期待したい。

### ③福祉事業と雇用

障がい者が働くことにより、社会に参加し貢献できる喜びを与えることが授産事業を行う目的である。委員会が以前視察した岩見沢の社会福祉法人「クピド・フェア」では、赤色LEDを使った野菜工場でベビーリーフやリーフレタスの栽培を行っていた。水耕栽培であり、近年、学校給食や病院食にはO157などの感染の恐れなどから、生野菜の使用が難しいところであるが、極めて清浄なことからその需要が増えているとのことである。

鹿追町においても、熱源にバイオガスプラントの余剰熱を活用した水耕栽培などでの野菜栽培を「授産事業」として検討することが必要であると考察する。

## (2) バイオマスエネルギーの利活用と事業化及び運営管理について

・平成24年6月21日 第2回定例会

瓜幕バイオガスプラント調査特別委員会報告書(最終報告)

### (ア) デリバリーフィードセンター名寄

(有) デリバリーフィードセンター名寄は、名寄市朝日地区にて平成14年10月に構成員4戸1法人(現在は8戸1法人)で設立されTMRセンターを運営している。

現在、飼料作物約610haの栽培管理、収穫調整を行い乳牛600頭分のTMR(粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料)を配合し4tトラックにてバラ積で各酪農家に毎日配送している。TMRは、乾乳用1種類、搾乳用は酪農家の要求に合わせて4種類製造している。

TMRセンターの設立以降、乳量が飛躍的に伸び、乳飼比(生乳販売収入に対する購入飼料費の割合)が下がり、経営の改善に寄与しているとのことである。

また、労力が軽減され、特に主婦層から好評を得ているそうである。

平成22年に畜産環境整備事業により、建設費約2億5千万円をかけバイオガスプラントが建設され、4戸の酪農家から牛糞尿、パーラー排水43.7t/日を受け入れ平成23年2月に稼働を開始した。バイオガスの利用は3台の温水ボイラーの燃焼に利用し、牛舎内のパーラーやバイオガスプラント内にて利用されている。

現在余剰ガスが全体の35%ほどあり、ボイラーで熱交換し排熱している。デリバリーフィードセンター名寄では余剰ガスの活用は考えてないが、プラント設置業者が今後、発電機を設置し売電する予定である。

消化液は、液体肥料としてTMRセンターの圃場に還元され、飼料用作物への肥料として活用されている。

#### (イ) 稚内市バイオエネルギーセンター

稚内市は、市民の環境に対する意識を高めるため、環境都市宣言を行っており、風力発電や太陽光発電等、新エネルギーを積極的に推進している。さらに、家庭から排出される生ゴミの処理は、最終処分場で埋め立てしていたが、最終処分場の寿命を延ばす事を目的に稚内市バイオエネルギーセンターが設立され、メタン発酵することにより埋め立てゴミを減容化するとともに、メタン発酵から得られるバイオガスによりエネルギー回収を行うことで地球温暖化ガスを抑制するシステムを備えた、環境配慮型の施設として設立された。

下水道汚泥、水産廃棄物等についても、併せて処理を行うことができ、処理能力は一年間で約7,300トンと、稚内市内で発生する生ゴミをほぼ全て処理することが可能である。

発生したバイオガスは、8機25kwhのコ・ジェネ発電機、ガスボイラー、生ごみ収集車の燃料として活用されている。得られた電力(1,230MWh/年)は敷地内の電力を賄うとともに、余剰電力は最終処分場へ供給、売電する予定である。

また稚内市バイオエネルギーセンターは、PFI方式(公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法)により、民間資金の活用と民間事業者による管理運営を行なっているのが特徴的である。

TMRセンターは、酪農家にとって個体乳量アップや労働力、機械設備投資の低減が見込まれることから大変有効な施設であると認識した。

名寄では、消化液の散布にトラクター牽引のタンカーによりスプラッシュプレート式散布(消化液を圧力によりノズルから射出し、反射板に当てて分散させる)が行われていたが、鹿追で行われているバンドスプレッタ方式(消化液を数10本のホースに分配し、地表付近で流下させる)より大変迅速に行われていた。臭いと施肥量の正確さに課題はあるが、散布時間は格段に短い。鹿追町での検討が必要と思考する。

稚内でのコ・ジェネ発電機は国産が使われていた。現在、国内メーカーでは大容量の発電機は開発途上であるが、維持費やメンテナンスについては海

外製より優位になると思われるため、将来については国産も視野に入れることが必要であると思料する。

稚内市バイオエネルギーセンターでのPFI方式は、建設や維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術力などを活用して行うものであり、可能であれば鹿追町でも検討することが重要であると思料する。

以上のことから、余剰熱の活用については、早い段階で構想を示すことで民間参入やアイデアが出てくると考えるので、余剰熱の有効利用の早期構想づくりが必要であり、施設を活用した雇用の創出する事を思考する。

### (3) 各公園に伴う観光振興策について

鹿追町には、ここ数年80万人を超える観光客が訪れるようになった。交流人口が増えることは町の活性化に直接繋がるので、今後とも観光の振興策を講じるべきである。

昨年秋に再オープンした「かんの温泉」や、一昨年12月に認定された「とち鹿追ジオパーク」などを新しい鹿追観光の拠点としてさらにアピールしていかなければならない。

また、農芸公園、然別湖園地、然別湖旧北電寮、美蔓貯水池については、来期において本格的整備となるが、町民が憩える場所として、また道内外からも集客できる魅力ある施設、設備の整備を進めるべきと考察する。

### (4) さらなる農業振興策について

#### (ア) TPP

TPP締結に向けては、本町農業を根幹から揺るがすものとしてJA鹿追町や農民間体の要請を受け、国や関係諸機関に反対する意見書を送付している。今後ともその運動を続けるとともに、その情勢については注視していかなければならない。

#### (イ) 新規就農

新規就農支援については、鹿追町では今までほとんど論じられていなかったが、昨年行なった産業厚生常任委員会とJA理事者や農業委員会との意見交換の中において、離農者が出ることにより地域での過疎化が進み、農村コミュニティの崩壊を危惧する声が高まりつつある。

すぐに新規就農者を受け入れる事にはなり難いが、新規就農支援についての体制整備については、行政、農業委員会、JA鹿追町とより緊密に連携を取り今から進めていかなければならない。

#### (ウ) 鳥獣被害対策

町営牧場内に設置された鹿の追い込み柵は、想定した成果が得られず撤去された。しかし、町内においては鳥獣による農作物や家畜に対する被害は少なくない。猟友会（ハンターズクラブ）の銃砲による駆除や、わなによる捕獲によってその対策が講じられているが、猟銃所持の規制強化や、ハンターの高齢化により猟友会のメンバーが減少してきているので、狩猟免許やわな猟免許の取得に対しての助成も検討していかなければならない。

近年、ジビエ（野生の獣肉）料理への需要が高まっていることなどから、その方面へより積極的に供給するとともに、<sup>ざんし</sup>残滓については、広域的な処理施設の誘致を北海道などに働きかけるべきである。また、チョウザメ飼育において餌の高騰などから、然別湖で駆除したウチダザリガニとともに餌としての研究も行うべきと考察する。

#### (エ) 農業基盤整備

現在町内においては、美蔓地区かんがい排水事業、中鹿追地区農地再編整備事業の2つの国営事業と、町内各地区において7つの道営事業が行われ、区画整理、明暗渠整備、除礫、草地造成等の事業が行われている。

基盤整備は、地元自治体の負担も伴うが、農業の生産性向上に直接結びつき農業経営の安定に寄与することから今後も計画的に導入すべきである。

#### (5) その他所管に関する事項について

現在鹿追町では、新たな特産品としてサツマイモ、マンゴーの栽培、チョウザメの飼育を行なっているが、民間への移行のタイミングが重要である。

地元の人々のやる気を応援し、支援するのが行政の役割である。

試験栽培・飼育を終えてある程度の実績を得たならば、民間の活力を参入させ、事業化へと移行すべきである。そのことにより雇用の拡大が図られるものと思われる。

これからは、地域の魅力を連携し、総合的に高めていく、いわば「地域づくり」の視点が重要視され、鹿追町のありとあらゆる資源や施設の連携強化を進めるため、農業、商業、観光、行政など、各方面の連携と民間育成が必要と考察する。

## ■ 連合審査会（総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）

### 委員会開催状況

	開催月日	件名
1	12月5日	・付託案件審査 議案第68号「鹿追町認定こども園条例の制定について」

## ■ □ ■ 広報広聴常任委員会 委員長 加納 茂

### 議会広報発行状況

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区分	発行月	発行部数	金額
広報誌「しかおい議会だより」	4・7・10・1月	2,400部	482,760円
ミニ広報「しかおい議会だより」	5・8・11・2月	2,300部	

### 委員会開催状況

	広報広聴常任委員会	広報部会	広聴部会
開催回数	0回	16回	0回

## ■ □ 最終報告

広報広聴委員会が常任委員会化され、少しずつその活動が町民に理解されるようになり、議会基本条例の精神である住民との対話、住民とともに進める改革の進展が見られるようになってきた。

広報部門では、年4回の議会だよりと、同じく年4回のミニ広報の発行により、住民への情報発信に心血を注ぎ精力的に取り組み、分かりやすい紙面の構成等、読みやすく、親しんでもらえる広報誌を目指し、部員一丸となって編集にあたってきた。

広聴部門においては、「議会報告会」「各地域老人会」「まちなか女性会議」「まちなか青年会議」等各年齢層と意見交換し、それぞれの意見を検証、調査、検討し町へ提言を行い、行政に反映することができた。

特に、老人会の懇談会においては、各3人の議員で実施したことで、より親密な内容となり、議会を今まで以上に身近に感じてもらった。少人数での懇談会は、住民が気軽に雑談を交えながら話し合え、真の意味での住民と一体になった議会であり、一方的に伝える、聞くといった、住民にとってあまり関心を呼ばない状況からの脱出となった。また、この取り組みが各地の議会に影響を

与えた。

一方で、改革の要とした議会報告会は、様々なシンポジウム等で語られる参加人数の減少と参加者の顔ぶれがほぼ同じであり、女性、若者の参加が少ないなどの課題は、当町でも同様の傾向がある。この状況を打破するための方策を今後研究し、大胆な変更をする必要があるため、今後、議員全員で探っていかなければならない。

さらに、これまでの課題発見や発掘を足がかりに、課題の追跡検証や政策提案力の向上も高めていかなければならない。

今後も改革は進行していくが、鹿迫型の議会改革の道筋をつけることを広報広聴常任委員会としてさらに意識するべきと考察し、この件の所管事務調査の最終報告とする。

## ■全員協議会

### 委員会開催状況

	開催月日	件名
1	1月9日	・行政説明 ・各委員長報告
2	1月21日	・行政説明 ・各委員長報告
3	2月10日	・鹿追町議会委員会条例の一部改正について ・まちなか青年会議対応について ・これからの議会のあり方について ・行政説明
4	2月19日	・まちなか会議「議会報告会」について ・まちなか青年会議対応について ・これからの議会のあり方について
5	2月27日	・行政説明
6	3月6日	・行政説明
7	3月13日	・行政説明
8	3月20日	・報告 ・政治倫理規程説明会について ・25年度政務活動報告書審査結果について
9	3月27日	・これからの議会のあり方について
10	4月1日	・行政説明
11	4月11日	・「定数・報酬及びあり方等」 ・行政報告
12	4月17日	・行政説明 ・鹿追町議会規則の一部改正 ・鹿追町議会傍聴規則の一部改正 ・平成26年度議会開催日程について ・これからの議会のあり方等について
13	4月22日	・これからの議会のあり方等について
14	4月28日	・これからの議会のあり方等について
15	5月13日	・まちなか会議対応について ・これからの議会のあり方等について
16	5月23日	・議会白書について ・これからの議会のあり方等について
17	6月3日	・これからの議会のあり方等について
18	6月9日	・行政説明 ・鹿追町農業委員会委員の推薦について



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察資料について</li> <li>・議会報告会について</li> </ul>
19	6月12日	・「道州制」勉強会
20	6月17日	・行政説明
21	6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の検証</li> <li>・これからの議会のあり方</li> <li>・第三者審議会に対する諮問の考え方</li> </ul>
22	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革について</li> <li>第三者審議会に対する諮問の考え方</li> </ul>
23	7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明</li> <li>・第三者審議会に対する諮問について</li> </ul>
24	9月2日	・行政説明
25	9月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明</li> <li>・まちなか会議「議会報告会」について</li> </ul>
26	10月7日	・行政説明
27	11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか会議対応について</li> <li>・議会の将来像について</li> <li>・人事院勧告の対応について</li> </ul>
28	11月17日	・行政説明
29	11月28日	・行政説明
30	12月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明</li> <li>・議会改革について</li> </ul>

### 委員会開催状況

	総務文教 常任委員会	産業厚生 常任委員会	広報広聴 常任委員会	議会運営 委員会	全員協議会	予算審査 特別委員会	決算審査 特別委員会
会期中	6	6	1	11	9	2	1
閉会中	18	15	15	31	23	0	0
合計	24	21	16	42	32	2	1

## まちなか会議

議会基本条例で制度化した「まちなか会議」を開催し、住民との直接対話を行っている。

「まちなか会議」では、要望、要請、意見のほか、町内活動等の問題、提言など様々な意見があり、非常に意義深いものになっている。

住民からの意見、要望等は所管する各常任委員会に振り分け、調査・検討を行い、議会として町に要望・要請するもの、その他諸団体と協議が必要なもの等の協議を行い、随時広報紙や直接質問者等への回答・報告を行っている。

しかし、議会報告会での参加人数の減少や、毎回同じ顔ぶれなど様々な課題もある。若年層や女性など、各層の住民に参加していただけるよう時間、場所、回数などを考慮していかなければならない。

### 懇談会・議会報告会

月 日	内 容	参加人数	担当議員
1月20日	平成25年第4回定例会議会報告会	10	全議員
2月26日	まちなか青年会議	25	全議員
3月18日	鹿追町ソフトボール協会との懇談会	4	総務文教常任委員会
4月22日	平成26年第1回定例会議会報告会	12	全議員
6月16日	商工会、観光協会、道の駅しかおい・うりまく直売会との懇談会	9	産業厚生常任委員会
7月22日	第2回定例会議会報告会	7	全議員
7月29日	商工会との懇談会	15	産業厚生常任委員会
9月25日	教育委員会との懇談会	10	総務文教常任委員会
10月15日	第3回定例会議会報告会	11	全議員
10月29日	小中高学校長との懇談会	10	総務文教常任委員会
11月27日	農業委員会との懇談会	14	産業厚生常任委員会
12月2日	J A鹿追町理事との懇談会	8	産業厚生常任委員会

## 政務活動費

地方分権の進展に対応した地方議会の活性化を図るため、鹿追町議会では平成23年度から政務活動費の制度を導入した。議員の調査研究に資するための経費の一部として交付されるため、その目的にそわない場合は認められない。

鹿追町議会では、申請方式により審議され、必要と認められた事案に対して議員1人あたり年額12万円（月額1万円）が支給される。政務活動費の支出については、全ての支出にかかわる領収書等を添付し内訳を明確にするとともに、厳格な収支報告が義務づけられている。

政務活動費は、鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第9条により、鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会に意見を求めるなど、第三者の視点で“声”をいただいているのが鹿追町の特徴となる。また、委員が直接議員に内容を聞くことができる意見交換会を設けている。

### 平成26年度政務活動費活動内容

日 程	場 所	内 容	議員・会派等
5月27日～ 28日	東京都	全国町村議会議長・副議長研修会	埴淵 賢治
7月26日～ 28日	東京都	市民と議員の条例づくり交流会議2014	条例づくり研究グループ (加納茂・安藤幹夫)
10月4日～ 5日	札幌市	地域医療問題を考える	地域づくり研究会 (安藤幹夫・加納茂・川染洋)
11月20日～ 22日	三重県 静岡県	伊賀の里モクモク手作りファーム、伊豆半島ジオパーク	町づくり活性化研究会 (武藤敦則・飯沼新吾・山岸宏・台蔵征一)
11月21日～ 22日	東京都	衆議院議員会館（中川郁子・清水誠一・今津寛議員） 東京都台東区	鹿追町政策研究会 (上嶋和志・埴淵賢治・吉田稔・狩野正雄)
27年1月19日 ～20日	東京都	地方議会総合研究所主催セミナー	鹿追町政策研究会 (上嶋和志・吉田稔)

平成26年度政務活動費個別内訳表

(単位：円)

議員氏名	支出 合計額	支出内訳							交付 金額	自己 負担額
		調査 研究費	研修費	要請・ 要望活動	議会 (広聴)費	資料 作成費	広報費	事務費		
武藤敦則	78,934	78,934							78,934	
山岸 宏	78,932	78,932							78,932	
台蔵征一	78,932	78,932							78,932	
加納 茂	121,166		121,166						119,966	1,200
上嶋和志	104,495		57,048	47,447					104,495	
飯沼新吾	78,932	78,932							78,932	
狩野正雄	47,446			47,446					47,446	
安藤幹夫	121,165		121,165						119,965	1,200
吉田 稔	104,494		57,048	47,446					104,494	
川染 洋	121,165		121,165						119,965	1,200
埴淵賢治	96,226		48,780	47,446					96,226	
合 計	1,031,887	315,730	526,372	189,785					1,028,287	3,600

## 第三者審議会

鹿追町議会では、町民参画により議会活動の着実な推進を図るべく、第三者審議会を平成22年12月22日に設置した。

さらなる議会改革・活性化を図るため、本年7月に「鹿追町議会議員定数、議員報酬、改革・活性化策について」の諮問を行い、10月に議員定数、議員報酬ともに現状維持との答申を受けた。

また、鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第9条により、政務活動費について、審議会の意見を求めている。

### 平成26年度開催状況

	開催月日	内 容
1	平成26年 6月25日	・議員との意見交換会 テーマ 諮問についての意見交換
2	7月23日	・諮問「鹿追町議会議員定数、報酬、改革・活性化策について」
3	8月4日	・諮問「鹿追町議会議員定数について」
4	8月25日	・諮問「鹿追町議会議員定数について」の答申書について校正、委員会質疑
5	9月18日	・諮問「鹿追町議会のさらなる改革、活性化策について」
6	平成27年 3月12日	・平成26年度議会政務活動費報告について

## 「鹿追町議会議員定数・報酬及び改革・活性化策について」

【諮問】 1、鹿追町議会議員定数について

【答申】

議会の存在意義は、その活動の真価にある。議会活動の目標は、①町の発展と平和で豊かな生活環境の構築、②町民の福祉充実と幸福な生活基盤の整備にあるが、これは行政執行者・執行機関も同じである。

その目標実現のために、各々の役割、権能が定められており、議会の役割、権能は、①住民の意見集約と行政への反映、②政策提案、政策決定、③行政執行者・執行機関への監視、チェック、④情報の発信にある。

議会の役割を円滑に遂行していくために、議会を構成する議員数が何名必要なのか、すなわち議員定数を何名とするかになる。その必要数を求める基準、根拠として、行政政策内容（自治事務、行政事業、町長施策）と執行体制（役場組織と職員数）状況、町財政状況、議会活動の方策（本会議中心主義か委員会中心主義か）及び独自事業の展開状況、過去の定数推移と理由、近隣町村議会の状況等についてそれぞれに把握、分析した結果、町政・事業等は充実促進を目指し新たな課題に果敢に取り組んでいる状況にあり、町議会においても町民意識を捉える努力を推進しながら自律意識を高める行動を行い、町と連携を保ちながら町づくりに奮闘している。

この現状を踏まえて、さらには多くの町民が納得、理解する定数について模索した結果、議員定数は平成21年において議員自身が町の財政状況も考慮し、議会活動を13人から2人減の11人を妥当とし積極的に取り組んでいくとしたばかりであるだけに、引き続き町民からの期待として裏切ることなく継続して奮闘してもらうことを強く望み、この度の議員定数への諮問については現状維持の「11人」とすることを答申とする。

【追記】

望ましい議員構成として、大きな課題ではあるが年代性、性別、産業性、職業性等の立場で構成されているのが、組織上バランスのとれた町政推進、町課題解決にも繋がると思われる。

議員は立候補制であり、選挙の洗礼を経て当選の結果成り得るものであるが、立候補にしても当選後にしても、特に若者や子育て世代には、生活上問題や時間的な拘束に関わる問題等が多々あり、生活給となる議員報酬や時間的拘束への対応等が必要になる。

町民の理解も必要なので今後さらに、議会は町民とともに望ましい議員構成が成り得る環境条件等について積極的に検討すべきことを付記する。

### ☆参考として

帯広市議会議員の一般議員の報酬が月額470,000円で、議員32名中、30代1名、40代1名、50代14名、60代14名、70代2名で、働き盛り層が半数を占めている。

現実問題として、生活給としての保障が見込まれれば立候補者も期待ができ、当選後の活躍にも専念できる一つの環境条件になる。

### 議員定数を考えるポイント、要因、根拠等

#### 【指標】

- ・町政策⇒町の現状、課題、財政力、将来計画と予測、展望
- ・地理的要件⇒人口、面積
- ・近隣町村議会及び類似町村議会との比較

#### 【根拠】

・議会の存在は、町執行者とともに町の発展と町民のために働く（活動）ことにある。このことは、町づくりを展開する行政執行の規模に連動して議会組織を構成することになり、議員の必要な定数もそこから導き出してくることになる。

#### 【最近の主な町施策】

- ・バイオガスエネルギー事業展開・拡大計画
- ・ジオパーク事業
- ・小中高一貫教育の継続充実促進
- ・幼保一体化事業
- ・鹿追高等学校学科への看護科誘導推進計画
- ・農産品等加工開発研究事業(マンゴー栽培、チョウザメ飼育と販路など含む)

#### 【議会独自事業の展開】

- ・議会基本条例の下、町民意見聴取活動の新たな取り組みとして広報広聴常任委員会活動の促進（議員は各委員会に重複して所属している）
- ・議会報告会やまちなか会議を始めとして各種団体との意見交換の実施
- ・議会白書の発行
- ・政務活動費による調査研究（※今後、その成果と実績効果が望まれる）
- ・視察訪問者（団）への説明と情報交換実施

#### 【町財政状況】

- ・本町の財政状況を示す各種財政関係数値は、引き続き健全性を維持している。

#### 【人口、面積】

- ・人口は漸減傾向にあるものの大きな変化、激動要因はない。

### 【近隣町村議会との比較】

- ・管内町村議会議員定数との比較において、おおよそ適正と判断できる。

### 【諮問】 2、鹿追町議会議員報酬について

#### 【答申】

“適正な議員報酬額”を求めることは難しく困難を極める。国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員の報酬にあつては、理論的根拠やあるべき基準の明示がなく、中には職務が違うにも関わらず所在する役所部課長職の給料を算定基準にしている実態もある。

議員報酬はどう考えるのが妥当なのか。議会・議員活動の実績評価や貢献度から算定できる計算式があれば適当と考えるが、算定方式がないだけに現在の報酬額がそれによって算出しているとは言い難い。

鹿追町における議員報酬は、鹿追町議会基本条例第19条で「職責に適した報酬を基本とし、議会及び議員活動の評価を基に、町の情勢と財政状況を考慮する」としている。

議会・議員活動の役務の対価としては、議会・議員の権能を有した役割が町や町民のために有効に役立っており、評価されているのかを判断することが求められる。

特に報酬額の増減に関しては、町の財政状況、地域経済の動向と社会情勢等を勘案して、特別な事情がない限り、町理事者とともに「鹿追町特別職報酬等審議会」の判断を尊重し、その取扱いに準ずるべきと考える。

第三者審議会としては、議員の報酬について現状では変更を来す大きな要因がないだけに現行の報酬を継続するしかないと考えるが、議員という地位にある国、都道府県、市、町村での報酬額の違いについて独自に疑問を呈している。それぞれに公務に職する立場にあるが、その報酬額で2.5倍～7倍近くの開きがあり各種手当を含めた年収額では更に差が開く状態にある。

役務の活動としては町村議会議員が住民生活に一番密着・接触して問題解決、生活の安定・向上に貢献している実態にあるが、その報酬額については一町村だけで主張しても無理難題なので（住民感情からして、なぜ自分の町の議員だけが他より突出しているのかと疑問を持たれることが窺われるため）、現職議員としての責務を自覚して、議員職務に専念する“議員専業”の在り方も検討し、十勝町村議会議長会、北海道町村議会議長会、全国町村議会議長会に働きかけ問題提起して、問題意識を高めて全体の町村議会議員の地位と職分の向上を図るとともに報酬も相応に認定されるべく行動を始めることがより適正な報酬実現への第一歩と考える。



それがない限り及び状況変化等の要因がない限り、現況においては議員の報酬額は繰り返しになるが現状維持とすべきと考える。

また、この報酬についてはシビアな面もあり町民理解が欠かせないだけに、議会としても説明を果たしながら町民の声、意見を聴取してどう捉えていくべきかを検討すべきと考える。

以上、議員報酬については多岐にわたり検討、熟慮する内容が多いだけに、その一部を論じた面があるが、できるだけ身近な根拠を求めて判断し答申とする。

### 【諮問】 3、鹿追町議会のさらなる改革、活性化策について

#### 【答申】

時代の趨勢、住民ニーズ・要請等を的確に捉え、議会活動も適宜リニューアル、リフレッシュしながら行政課題にスピーディに対応できる体制づくりが求められる。そして、その結果として住民からの高い評価と支持が得られることが肝要である。

町民は、議会に対しては日常の細かな生活問題や生活環境の安全と安心、住みやすい町づくりに尽力してくれること、親しみやすく分かりやすい信頼感持てる議会活動と議員姿勢を望んでいると考えられるだけに、常に町民とのコンタクトを意識した熟度の高い議会活動のあり方が望まれる。

そこで、本町の議会における“さらなる改革、活性化策について”は、まず現在活動中の取り組みについて検証の上、「継続成熟度アップ」、「スクラップアンドビルド（リニューアル）」、途中だが必要度の低くなったものは「廃止・中止」をするなど、メリハリをつけてじっくりと力をつけた実績作りに力を入れ対処していくことが活気ある活動に繋がっていくと考える。

拙速に新しいものに飛びつきたる単に模様替えをただけにすぎないようなことはあってはならず、新たな取り組み（リフレッシュ）については、その目的、必要性、経費、効果、将来性等を十分検討・計画の上、対応の可否を判断することが重要である。

以上を踏まえて、“さらなる改革、活性化策”として次のことを提言し、参考にさせていただければと考える。

#### ①一般質問の活発化

一般質問の機会、議員それぞれにとって行財政全般にわたって執行者の政策所信、執行機関の行政状況や疑義を問いただす絶好のチャンスである。

この貴重なチャンスを有意義に積極的に活用していく姿勢や取り組みを検討すべきと考える。

## ②政策提案、提言の活発化

執行機関からの議案審議に終わるだけでなく、その議案等に対する逆提案や提言、また議会自信が町づくりに対する提案、提言を積極的に行うことも大事であるとする。そのためには議会で議論、熟慮することが求められる。

## ③委員会活動における提案及び提言の活発化

各委員会の所管事務及び所管課への行政課題について、積極的に提案、提言していくことで町民に直結する生活、福祉の充実を図っていくこと。

## ④町、町民及び議会のための条例提案と制定

町、町民に関わる条例制定は執行機関からの提案に真摯に対応するとともに、必要があればその条例の精度充実のために議会独自に修正提案することも時には必要なことである。さらに、議会単独で町、町民、議会それぞれに関わる条例の制定に向けた取り組み、対応も検討すべきと考える。

## ⑤政務活動費効果アップ

町づくり、町民の福祉生活充実、諸課題解決のために調査、研究することが主たる目的の政務活動費であるだけに、その成果実現のために町や町民に還元できる活きた制度になっていなければならない。そういう意味からして、成果、効果が目に見えて分かるようもっと努力していただきたい。そして、町民にその功績をアピールすることも、政策活動費支給への理解に繋がる。

## ⑥対町民関係の促進策

現職の議員各位は、多種多様な議員人材で構成された議会を望んではいるが現況では到底困難な状況であるので、町民から年代別、性別、職業別、産業別、生活環境等課題を抱えている世代等を考慮して、各種問題と解決策等を協議する“場”を議会として開催することで、議員構成の補完を成すとともに町民とのコンタクトを幅広く密接に保持、促進することはどうか。

## ⑦通年議会

年4回の定例会と臨時会の開会制から、通年制に変更することでいつでも開会でき、緊急時にも即対応できるので一見よさそうに考えるが、その良否、長短等は不明なので、議決決定の円滑運用に最良の方策を選択していただければと考える。

## ⑧議場の活性化、利活用の検討

そもそも議場は“神聖かつ厳格”な場所であるべきで、議会の会議中は規則秩序を守らなければならない。しかし、このことが町民にとっては格式が高く、近寄りがたい所になっている。町民、傍聴者がもっと気軽に入場できたり、利活用できる“厳格かつ身近な議場”の方策を検討してはどうか。

# 決議

第三者審議会よりいただいた答申を下に、議会としての課題を把握し、住民に対し分かりやすい、議会活動が見える議会を運営し、さらなる議会改革・活性化に向けて議会活動を行うため、平成27年3月の定例議会において次のとおり決議した。

## 鹿追町議会改革の継続性についての決議

平成21年3月から平成26年7月までの一連の議会改革は、多くの「住民」のご意見と「鹿追町議会議員定数・報酬等及びあり方等審議会」の答申と度重ねてのご意見を踏まえて実践してきた。

しかし、依然として「議会が分かりにくい」、「見えていない」等とされる議会活動は、議会政務活動のあるべき基礎課題を明確に捉え、そこに向かって、次のことについて改革を継続することが重要である。

### 【鹿追町議会のあるべき基礎思想】

#### 1. 議員の定数の再考が必要

- ①「民意代表機能」の確実な実施と、「本会議中心主義から委員会中心主義への移行」及び「幅広い層の議員による活動」

#### 2. 議員活動に見合う報酬への再考が必要

- ①「審議（審査）機能・議会の監視機能・政策提案機能（政策審議会）」の確実な実施と「一般質問の有りようの検討」及び「地域への参加」

議会改革の継続とその有義性を決議する。

平成27年 3月19日

鹿 追 町 議 会

## 1. 「議員の数の再考が必要」の説明

### ① 「民意代表機能」の確実な実施

住民の代表者として、議場という公開されている場で議論し集約して議決するという決断は、住民の意思を形成するという重要な責務である。

そのために重要な役割である活発な議論と、多くの民意の聴取活動を行うことが重要である。

### ② 「本会議中心主義から委員会中心主義への移行」

議会活動については、議会における審議・討論を充実させる必要があることから限られた会期に集中して審議するような議会では十分に住民の意見を適切な形で行政に反映させられないことから専門性が求められている。

### ③ 「幅広い層の議員による活動」

住民代表という意味において、幅広い層から立候補でき多様な人材が議員として活動できることが望ましいことである。

## 2. 「議員活動に見合う報酬への再考が必要」の説明

### ① 「審議（審査）機能」

本会議に付議される案件、及び委員会において質疑し討論し議決するという重大な過程には、自治体の運営が多様な政策、制度の上に成り立っており、議員は専門的な知識知見が要求される。

### ② 「議会の監視機能」

執行機関を検査、監督する権限、事務執行を調査する権限は、地方分権がますます進んでいく中で、議会の行政監視機能維持の強化を図っていくことが必要である。

### ③ 「政策提案機能」（政策審議会）

地方自治は、住民、議会、行政の3者のバランスにより成り立つものです。

住民の生活安定のためには、多くの意見を集約し実施されるべく政策の提案は「政策審議会」等を設置するなど専門職的知識知見が必要である。

### ④ 「一般質問」

議員個々の質問責任はもとより、政務活動費の活用結果におけるグループでの代表質問、また各常任委員会審議後の代表質問など一般質問の有りようを再考することが必要である。

### ⑤ 「地域への参加」

わが町の議員は、町の行事や地域行事に積極的に参加し、地域の声や課題を把握するように心がけている政治風土がある。地域行事の応援精神と共に広聴の視点と町政の実効性確認のためにも、今後も積極的な参加が重要である。

# 資料

## 議会開催状況

区分	会期日数	本会議日数	一般質問人数	傍聴者数
3月定例会	15	3	3	12
6月定例会	8	3	3	1
9月定例会	16	3	2	25
12月定例会	9	3	5	28
1月臨時会	1	1	/	0
10月臨時会	1	1		0
11月臨時会	1	1		0
計	51日間	15日	13人	66人

## 付議事件数

	町長提出				議員提出			
	条例	予算	専決処分	その他事件	条例	意見書	決議	その他
定例会	25	35	0	15	1	10	0	0
臨時会	4	8	0	1	0	0	0	0
計	29	43	0	16	1	10	0	0

## 条例

区分	議案番号	事件名
1月臨時会	議案第1号	鹿追高等学校学校看護科誘致支援基金条例の制定について
3月定例会	議案第3号	消費税率及び地方消費税の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第4号	鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第5号	鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第6号	鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第7号	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第8号	鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第9号	鹿追町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第10号	鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例の制定について

6月定例会	議案第28号	鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第29号	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
9月定例会	議案第39号	鹿追町ふるさと寄附金基金条例の制定について
	議案第40号	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第41号	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
	議案第42号	鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
	議案第43号	手話に関する基本条例の制定について
	議案第44号	鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
10月臨時会	議案第55号	鹿追町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
11月臨時会	議案第58号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第59号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
12月定例会	議案第66号	鹿追町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について
	議案第67号	然別湖魚族資源保護条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第68号	鹿追町立認定こども園条例の制定について
	議案第69号	鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の制定について
	議案第70号	鹿追町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
	議案第71号	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第72号	鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第73号	鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## その他事件

3月定例会	議案第25号	北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について
6月定例会	報告第1号	平成25年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について
	議案第35号	東瓜幕辺地、北鹿追辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画の策定について
	議案第36号	北海道市町村総合事務組合格約の一部変更について
	議案第37号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更について 鹿追町農業委員会委員の推薦について
	同意第1号	鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について
9月定例会	議案第51号	財産の取得について
	議案第52号	財産の取得について
	議案第53号	北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について
	同意第2号	鹿追町公平委員会委員の選任について
10月臨時会	議案第57号	財産の取得について
12月定例会	議案第81号	十勝圏複合事務組合格約の一部変更について
	議案第82号	とちろ広域消防事務組合の設立について
	議案第83号	北十勝消防事務組合格約の一部変更について
	議案第84号	北十勝消防事務組合の解散について

## 議員発委・発議・決議

3月定例会	発委第1号	鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
	発委第2号	「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
	発委第3号	国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書
6月定例会	発委第4号	TPP協定交渉から十勝を守り抜く意見書
	発議第1号	道州制導入に慎重な対応を求める意見書
	発委第5号	規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書
9月定例会	発委第6号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
	発委第7号	釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書
	発委第8号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
	発委第9号	電気料金再値上げをしないことを求める意見書
12月定例会	発委第10号	平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書

## 請願・陳情受理状況

請願				陳情			
受付件数	採択	継続審査	議員配布	受付件数	採択	継続審査	議員配布
3	3	0	0	17	1	0	16

### 請願

受付番号 受付年月日	件名	受理顛末	
		処理顛末	審査結果
No. 1 26年 3月6日	国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める請願書	請願第1号	
		3月定例会	採択
No. 2 6月9日	規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書	請願第2号	
		6月定例会	採択
No. 3 11月27日	平成27年度畜産物価格決定等に関する請願書	請願第3号	
		12月定例会	採択

### 陳情

受付番号 受付年月日	件名	受理顛末	
		処理顛末	審査結果
No. 1 26年 4月16日	「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する陳情	議員配布	
No. 2 5月9日	地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情	議員配布	
No. 3 5月23日	地方財政の拡充を求める陳情書	議員配布	
No. 4 6月9日	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書に関する陳情書	議員配布	
No. 5 6月23日	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書	議員配布	



No. 6 6月14日	「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書	議員配布 発委第6号	
		9月定例会	採択
No. 7 8月12日	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	議員配布	
No. 8 8月29日	「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する陳情	議員配布	
No. 9 9月12日	横田めぐみさん拉致事件に関する陳情	議員配布	
No. 10 9月16日	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書採択を求める陳情	議員配布	
No. 11 10月1日	「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情	議員配布	
No. 12 10月1日	「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる陳情	議員配布	
No. 13 10月1日	「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情	議員配布	
No. 14 10月1日	再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書採択を要請します（陳情）	議員配布	
No. 15 11月5日	「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情書	議員配布	
No. 16 11月6日	「安心・安全の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」及び「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書	議員配布	
No. 17 11月18日	「特定秘密保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する陳情	議員配布	

## 一般質問状況

区分	質問者	質問事項
3月定例会	台蔵 征一	①地域の活性化でまちの活性化を
	飯沼 新吾	①総合計画の進捗状況と新規事業との整合性は
	加納 茂	①子育てのための福祉政策について
6月定例会	狩野 正雄	①公営住宅の修繕、改修計画について
	飯沼 新吾	①障がい者の就労支援について
	安藤 幹夫	①インターンシップ制度の活用は
9月定例会	狩野 正雄	①高齢者の足確保と過疎化対策
	飯沼 新吾	①児童生徒が英会話を実践できる環境づくりを
12月定例会	吉田 稔	①吉田町政4期16年の顕彰と継続する意思の有無について
	狩野 正雄	①町道の整備改修計画
	台蔵 征一	①「グリーン・クリーン・エコ・エネルギー」のこれからは！
	飯沼 新吾	①人口減少に対する取り組みについて
	上嶋 和志	①町内の空き家、空き地の情報収集と提供について

## 視察受入状況

月日	視察町村	人数	視察目的
5月16日	本別町議会産業厚生常任委員会	12	鹿追町環境保全センターについて
5月28日	足寄町議会総務産業常任委員会	9	鹿追町環境保全センターについて
6月2日	埼玉県北本市議会会派	2	議会基本条例・第三者審議会について
6月5日 6日	新潟県阿賀町総文社厚常任委員会	9	小中高一貫教育・国際交流・議会改革・ 鹿追町環境保全センターについて
7月3日	鶴居村議会	11	鹿追町環境保全センターについて
7月17日	神奈川県愛川町議会会派	3	鹿追町環境保全センターについて
7月25日	せたな町議会広報発行常任委員会	6	議会中継について
8月20日	訓子府町議会	12	鹿追町環境保全センターについて
9月3日	小清水町議会経済厚生常任委員会	7	産業研修生受け入れ事業について
10月22日	八雲町議会広報広聴常任委員会	12	議会中継・広報・まちなか会議について
10月23日	長野県南牧村議会	11	鹿追町環境保全センターについて
10月28日	熊本県菊池市議会	7	鹿追町環境保全センターについて
10月30日	三重県川越町議会	15	鹿追町環境保全センターについて

平成26年度一般会計予算額

(単位：千円)

一般会計	議会費		
歳入歳出予算額	款	歳出予算額	構成比%
7,366,000	1 議会費	57,191	0.78%

平成26年度議会費

(単位：円)

節		予算額	決算額	執行率
1 報酬	議員報酬	26,976,000	26,976,000	100.0%
	第三者審議会委員報酬	295,000	169,600	57.5%
	小 計	27,271,000	27,145,600	99.8%
3 職員手当等	議員期末手当	10,988,000	10,987,090	100.0%
4 共済費	議員共済組合納付金外	12,787,000	12,786,180	100.0%
8 報償費	講師謝礼等	15,000	14,050	93.7%
9 旅費	費用弁償	1,868,000	1,655,740	88.6%
	普通旅費	264,000	263,760	99.9%
	小 計	2,132,000	1,919,500	90.0%
10 交際費	交際費	420,000	277,205	66.0%
11 需用費	消耗品費	574,000	514,506	89.6%
	食糧費	180,000	160,599	89.2%
	印刷製本費	494,000	490,860	99.4%
	修繕料	5,000	0	0.0%
	小 計	1,253,000	1,165,965	93.1%
12 役務費	広告料	10,000	6,480	64.8%
13 委託料	議会だよりデジタルブック作成業務委託料	86,000	85,536	99.5%
14 使用料及び手数料	有料道路・駐車場使用料外	6,000	5,930	98.6%
19 負担金及び交付金	政務活動費	1,320,000	1,028,287	77.9%
	十勝町村議会議長会負担金	338,000	338,000	100.0%
	全国市町村議会基地協議会負担金	38,000	37,000	97.4%
	会議・研修会参加負担金	10,000	0	0.0%
	小 計	1,706,000	1,403,287	82.3%
合 計		56,674,000	55,796,823	98.5%

## 議員報酬（鹿追町）

（単位：円）

	月額	6月手当			12月手当			年間報酬
		支給月数	特別加算	支給額	支給月数	特別加算	支給額	
議長	290,000	1.575	15%	525,262	2.675	15%	892,112	4,897,374
副議長	227,000	1.575	15%	411,153	2.675	15%	698,308	3,833,461
委員長	204,000	1.575	15%	369,495	2.675	15%	627,555	3,445,050
議員	183,000	1.575	15%	331,458	2.675	15%	562,953	3,090,411

## 十勝管内議員報酬

（単位：円）

町村名	月額報酬				期末手当		年間報酬				順位
	議長	副議長	委員長	議員	支給月数	特別加算	議長	副議長	委員長	議員	
音更町	351,000	275,000	244,000	235,000	3.95	0	5,598,450	4,386,250	3,891,800	3,748,250	1
鹿追町	290,000	227,000	204,000	183,000	4.25	15%	4,897,374	3,833,461	3,445,050	3,090,411	4
清水町	275,000	219,000	214,000	183,000	4.45	0	4,523,750	3,602,550	3,207,750	3,010,350	5
芽室町	278,000	238,000	214,000	198,000	3.00	0	4,170,000	3,570,000	3,210,000	2,970,000	8
池田町	258,000	204,000	178,000	161,000	3.95	0	4,115,100	3,253,800	2,839,100	2,567,950	14
浦幌町	220,000	181,000	165,000	145,000	3.85	0	3,487,000	2,868,850	2,615,250	2,298,250	18
平均	279,333	223,056	199,722	181,500	3.73		4,422,226	3,527,768	3,155,738	2,865,321	

## 議長の出張

日時	出張目的	場所
2月28日	北海道鹿追高等学校看護科誘致に関する陳情要請行動	札幌市
3月4日	「平成26年度以降に係る防衛計画大綱」及び「国家公務員宿舎使用料見直し」に関する陳情要請行動	札幌市
3月24日～ 25日	「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「国家公務員宿舎使用料見直し」に関する陳情要請行動	東京都
6月5日～6日	北海道町村議会議長会定期総会及び議長・事務局長研修会、十勝町村議会議長会懇親会	札幌市
6月26日	「平成27年度防衛施設周辺整備事業」に係る陳情要請行動	札幌市
7月16日～ 18日	総務文教常任委員会所管事務調査	安平町・札幌市・剣淵町・月形町・江別市・恵庭市

10月8日～ 10日	産業厚生常任委員会所管事務調査	美深町・旭川市・岩見沢市・ 由仁町・札幌市・喜茂別町
10月18日～ 19日	北部方面隊創隊62周年記念行事（音楽まつり・祝賀 会食）	札幌市
10月29日～ 30日	平成26年度全国市議会議長会基地協議会北海道部 会定期総会	富良野市
11月6日～ 12日	チョウザメ施設及び運営視察（6日～8日） 第28回東京鹿追会定例総会兼懇親会（9日） 十勝町村議会議長会懇談会（11日） 第58回町村議会議長会全国大会及び懇談会（12日）	兵庫県香美町 東京都 〃 〃
11月18日～ 19日	議会運営委員会所管事務調査	札幌市・当別町
12月1日～ 2日	陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充及び自衛隊官舎建設 に関する陳情要請行動	札幌市

#### 議員の派遣

月 日	項 目	場 所
7月16日～ 18日	総務文教常任委員会所管事務調査	安平町・札幌市・剣淵町・ 月形町・江別市・恵庭市
10月8日～ 10日	産業厚生常任委員会所管事務調査	美深町・旭川市・岩見沢市・ 由仁町・札幌市・喜茂別町
11月18日～ 19日	議会運営委員会所管事務調査	札幌市・当別町

## 平成26年度鹿追町議会議員構成

■議長 埴渕 賢治

■副議長 川染 洋

### 常任委員会

委員会名	委員長 (部会長)	副委員長 (副部会長)	委 員		
総務文教常任委員会	安藤 幹夫	加納 茂	山岸 宏	狩野 正雄	川染 洋
産業厚生常任委員会	上嶋 和志	飯沼 新吾	武藤 敦則	台蔵 征一	吉田 稔
広報広聴常任委員会	加納 茂	狩野 正雄	議長除く10名		
(広報部会)	狩野 正雄	武藤 敦則	山岸 宏	台蔵 征一	上嶋 和志
(広聴部会)	加納 茂	飯沼 新吾	吉田 稔	川染 洋	安藤 幹夫

### 議会運営委員会

委員長	副委員長	委 員		
吉田 稔	狩野 正雄	安藤 幹夫	上嶋 和志	加納 茂

### 基地対策特別委員会

委員長	副委員長	委 員	
山岸 宏	台蔵 征一	川染 洋	飯沼 新吾

### 当選回数

1回	2回	3回	4回	5回	計
1人	5人	3人	1人	1人	11人

### 年齢別

40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	計
0人	2人	6人	3人	11人

(最年少55歳 最年長73歳 平均年齢65.2歳)



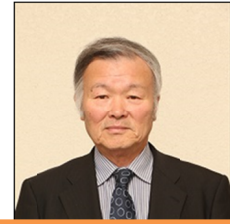
**埴淵 賢治 (73歳)**

無所属 当選4回  
議長  
十勝圏複合事務組合議員  
十勝圏環境複合事務組合  
議会議員



**川染 洋 (72歳)**

無所属 当選3回  
副議長  
総務文教常任委員  
広報広聴常任委員  
基地対策特別委員



**吉田 稔 (69歳)**

無所属 当選5回  
産業厚生常任委員  
議会運営委員長  
広報広聴常任委員



**安藤 幹夫 (64歳)**

無所属 当選3回  
総務文教常任委員長  
広報広聴常任委員  
議会運営委員



**狩野 正雄 (64歳)**

無所属 当選3回  
総務文教常任委員  
広報広聴常任副委員長  
議会運営副委員長  
議選監査委員



**飯沼 新吾 (70歳)**

無所属 当選2回  
産業厚生常任副委員長  
広報広聴常任委員  
基地対策特別委員



**上嶋 和志 (61歳)**

無所属 当選2回  
産業厚生常任委員長  
広報広聴常任委員  
議会運営委員  
北十勝消防議員



**加納 茂 (68歳)**

無所属 当選2回  
総務文教常任副委員長  
広報広聴常任委員長  
議会運営委員  
北十勝消防議員



**台蔵 征一 (63歳)**

無所属 当選2回  
産業厚生常任委員  
広報広聴常任委員  
基地対策特別副委員長  
北十勝消防議員



**山岸 宏 (55歳)**

無所属 当選2回  
総務文教常任委員  
広報広聴常任委員  
基地対策特別委員長



**武藤 敦則 (58歳)**

無所属 当選1回  
産業厚生常任委員  
広報広聴常任委員